

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合建設工事等競争入札参加資格審査基準

平成18年訓令第3号

(目的)

第1条 この基準は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の発注する工事（道路清掃作業、河川又は道路の維持に関する作業、測量、建設コンサルタント、建設資材等を含む。以下「工事等」という。）に関し、一般競争（指名競争）入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格の審査について法令、その他に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査申請書等)

第2条 管理者は、工事等の請負を希望する者に対し、審査の期間、方法等を定め、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「資格審査請求書」という。）に審査に必要と認める書類を添付させ提出させるものとする。

2 前項に規定する申請の期間、方法等及び審査に必要と認める書類については、あらかじめ告示するものとする。

3 前項に定める期日後において、管理者が特に必要と認めた場合においては、これを提出させることができる。

(資格審査の区分)

第3条 資格審査は、予備審査及び総合点数審査に区分して行う。ただし、工事以外のものについては予備審査のみとする。

(予備審査)

第4条 予備審査は、第2条の規定により資格審査申請書を提出した者について参加資格の適格性を審査する。

2 次の各号に掲げる者（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき競争入札等に参加する者及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「清掃作業参加者等」という。）については、第1号から第4号まで及び第8号に掲げる者）は、不適格者として競争入札に参加させないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の4第1号に該当する者

(2) 施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 資格審査申請書若しくは、添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(5) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けていない者

(6) 測量業にあつては、測量法（昭和25年法律第188号）第55条の規定による許可を受けていない者

(7) 建設設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により1級建築士及び2級建築士以外の者の行うことのできる設計又は工事管理を除く。）にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

(8) 共同企業体で、その構成員に第1号から第5号まで（清掃作業参加者等については第1号から第4号まで）に該当する者を含むもの
(総合点数審査)

第5条 総合点数審査は、次の第1号に掲げる客観点数に第2号に掲げる主観点数を加えて算定する点数により行うものとする。

(1) 客観点数 建設業法第27条の23に規定する経営に関する事項の審査の例により算定した点数

(2) 主観点数 主観点数は次の(ア)及び(イ)に掲げる点数により算定するものとする。

(ア) 主たる営業所の所在地が柏市、白井市及び鎌ヶ谷市に有する業者に対しては10点とする。

(イ) 前年度に指名停止を受けた月数（1か月未満の場合は1か月とする。）にマイナス10を乗じて得た点数。

(有資格者の等級別格付)

第6条 有資格者の等級別格付は、前条の規定により、算定した総合点数に基づき別表により行うものとする。

(有資格者の名簿)

第7条 前条の規定により等級の格付を決定したときは、建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成する。

2 有資格者名簿の有効期間は、次の有資格者名簿が作成されるまでの期間とする。
(変更等の届出)

第8条 第2条の規定により資格審査申請書を提出した後において、競争入札等参加の辞退及び資格審査申請書類に記入した事項について変更があった場合は、直ちにその旨を届出させるものとする。

(入札参加資格の承継)

第9条 有資格者から当該営業の一切を承継した者又は有資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で競争入札等に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類

(2) 承継人の当該営業に係る許可（登録）証明書

2 前項の定めによる申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、有資格者名簿に登載する。

(入札参加資格の抹消)

第10条 管理者は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を有資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 第4条第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 資格審査申請書及び添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められたとき。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日訓令第6号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

有資格者の等級別格付

（一式工事）

	土木一式工事	建築一式工事
A	800点以上	700点以上
B	700点以上800点未満	600点以上700点未満
C	500点以上700点未満	500点以上600点未満
D	500点未満	500点未満

（専門工事）

	塗装・造園・その他工事
A	800点以上
B	600点以上800点未満
C	600点未満

別記

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、下記のとおり営業の一切を承継し、指名競争入札に参加したいので資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継人の許可（登録）番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由